

円となっており、前年度比3・6パーセント増となっています。

### 【障害者のための主な施策】

#### 自主的活動の支援

○障害者小規模作業所の運営助成

九億五四〇〇万円

#### 自立のための就労支援

○障害者福祉施設製作物

(授産施設) 振興事業

九〇〇万円

○発達障害者就労支援

知的障害者就労支援

二二〇〇万円

#### 障害者自立支援給付事業

○介護給付・訓練給付等

二四一億二一〇〇万円

#### 障害者・発達障害者

支援事業

○生活支援・地域移行等

五六億三二〇〇万円

人にやさしい

まちづくりの推進

○鉄道駅舎エレベーター

等設置

三億三九〇〇万円

### 会員と職員が一丸となって

障害者自立支援法の見直し、改正案も審議され、少しずつですが、本人の立場に立つ支援法に変わっていくと思います。予算措置についても、全日本育成会、大阪市育成会の会員の皆様のご努力により、厳しい財政状況にあっても、何とか必要な経費は認められています。

昨年度は、大阪市育成会事業として、地域活動支援事業「くれよん」、地域活動育成事業「バレンタインコンサート」、障害者小規模作業所巡回指導事業などを行ってまいりましたが、本年度も引き続き、創意工夫を凝らした取り組みを、会員の皆様と職員が一丸となって取り組みたいと思っています。



## 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

### ①利用者負担の見直し

#### 利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ **法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。**

(但し、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※例えば、現在、通所サービスの場合、市町村民税非課税世帯の負担限度額は月額1,500円。

※利用者の実質負担率2.82%(H20.11国保連データ)

#### 利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ **高額障害福祉サービス費について補装具と合算**することで、利用者の負担を軽減。

### ②障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

#### 障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、**発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。**

※発達障害者については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。

※あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

#### 障害程度区分の見直し

(課題) 障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

※法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直す。

※支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境を勘案することについても、法律上明確化。